



弥 富 市 議 会  
基 本 条 例





～ 制 定 の 趣 旨 ～

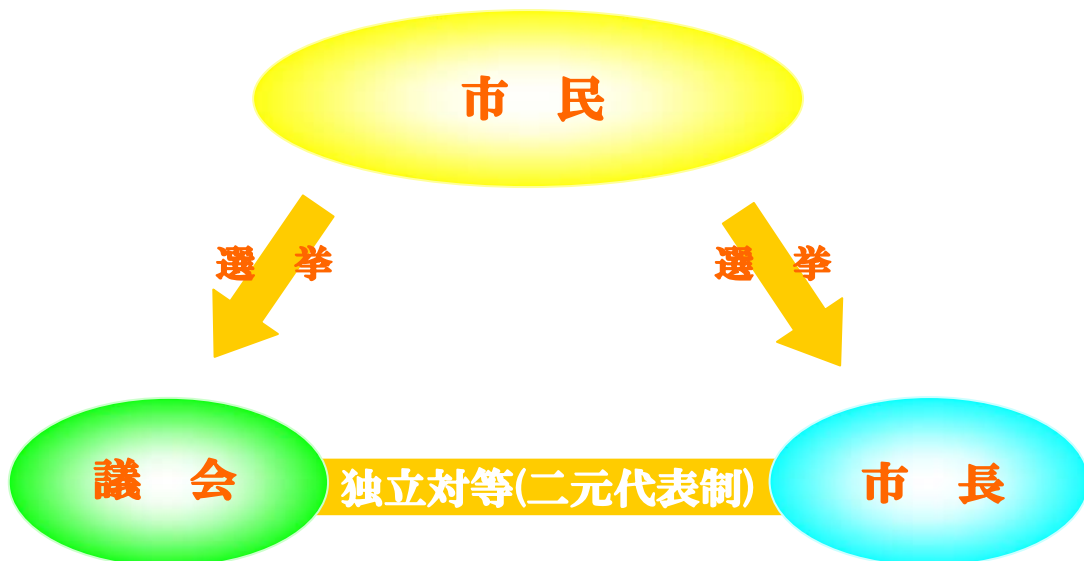
近年の地方分権の進展に伴い、地方議会の役割はますます重要になってきています。その最大の使命は、行政のチェック機能と市民の要望を反映した政策の実現です。

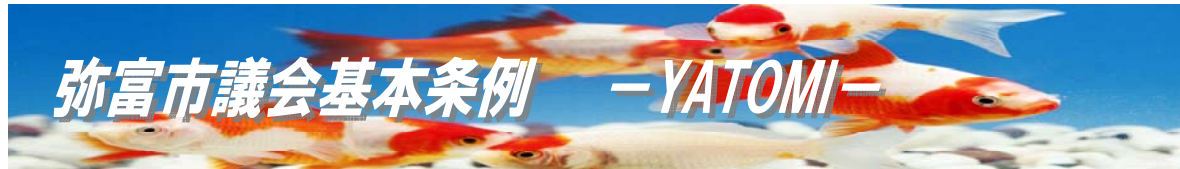
そのためには、市民が選挙で選んだ議員と市長の両者は、独立対等の緊張感を保持し、二元代表制の下、その活動を充実させなければなりません。

弥富市議会では、市民にその責任を明らかにすべく、平成23年9月議会において議員自ら「弥富市議会基本条例」を提案し、全員賛成で可決しました。

この条例は、議会と市長および市民との関係を明確にし、議員の責務や活動原則等を定め、議会運営の最高規範として、10月1日から施行しました。

今後はこの条例の理念に基づき、市政の進展と市民の福祉向上に努めていきます。





## 弥富市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会との関係（第4条－第6条）

第4章 市長等と議会との関係（第7条－第9条）

第5章 議員間討議による合意形成（第10条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条－第14条）

第7章 災害時の対応（第15条）

第8章 議員の身分、待遇及び政治倫理（第16条－第18条）

第9章 最高規範性及び見直し手続（第19条－第21条）

#### 附則

弥富市議会（以下「議会」という。）は、時代の潮流に対応した行財政基盤の強化、地域特性を生かした安心かつ安全で魅力あるまちづくりの実現を目指し、弥富市長（以下「市長」という。）及び議会の二元代表制のもと、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、弥富市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

この条例は、議会の改革とその本来のあり方について、地方自治体の最高法規である条例の形式によって、その方向を明確にし、その実現を自らに義務付けるものである。

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間討議の活発化、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との持続的な緊張の保持、議員の自



己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、議会としての独自の議会運営のルールとして制定し、遵守し、及び実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築く姿勢をここに定めるものである。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき市民に身近な地方政府としての議会活動を実行することにより、市民全体の福祉の向上及び市政の発展とともに、身の丈にあった行財政基盤の強化、地域特性を生かした安心かつ安全で魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### 【解説】

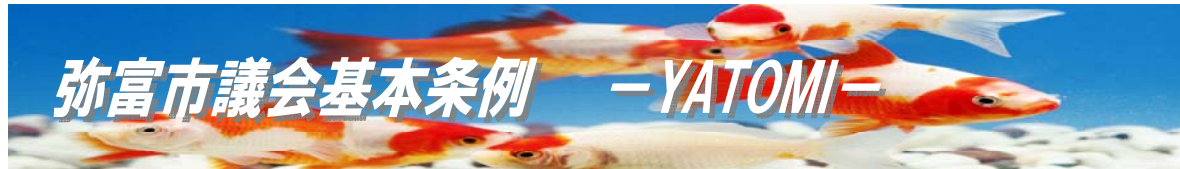
- 1 **議会活動の実行は、市民全体の福祉の向上及び市政の発展、身の丈にあった行財政基盤の強化、地域特性を生かした安心・安全で魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とすると規定**

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた市民に開かれた議会並びに市民参加を不断に推進する議会を目指して活動しなければならない。

- 2 議会は、議員、市長等及び市民等の交流と自由な討議の場であるとの認識に立って、そのさらなる実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める弥富市議会会議規則（平成18年弥富町議会規則第1号）の内容を継続的に見直さなければならない。
- 3 議長は、別に定める弥富市議会傍聴規則（平成12年弥富町議会規則第2号）に定める市民の傍聴に関し、市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、そ



の理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努めなければならない。

**【解説】**

- 1 議会が市民の代表機関であることを自覚し、市民に開かれた議会を推進することを規定
- 2 議会が言論の府であり、自由な討議の場であるとの認識に立ち、市民に分かりやすい議会運営をするためにも、会議規則を継続的に見直すことを規定
- 3 市民の傍聴意欲を高める議会運営を努めることを規定
- 4 会議は定刻に開催し、休憩する場合には理由や再開時刻を傍聴者に説明し、自律的で規律ある議会運営をすることを規定

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間討議の推進を重んじ、自己の能力を高める研さんを重ねることにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

- 2 議員は、議会の構成員として、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。
- 3 議員は、弥富市の特産品の推奨及び伝統文化の継承のために、積極的にPR活動を実施するとともに、市及び地域の活動にも協力しなければならない。

**【解説】**

- 1 議会制度において、最も重要な要素であり、多様な住民意思を反映し政策水準を高めるため、議員間討議を推進し議員としての資質向上に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定
- 2 議員は、市政全般の課題を把握し、一部の団体や地域の個別事案だけではなく、市民全体の福祉の向上を目指し活動することを規定



- 3 議員は、弥富市の特産品の推奨、伝統文化の継承のPR活動を積極的に実施し市及び地域の活動に協力することを規定

### 第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報の公開を積極的に行い、市民との情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、討議に反映させるよう努めるものとする。

#### 【解説】

- 1 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、市民に対する説明責任の履行を規定
- 2 議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的知見を活用し討議に反映させるよう努めることを規定

(議決責任等)

第5条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、自治体としての意思決定又は政策決定に係る議決をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対し説明する責務を有する。

#### 【解説】

- 1 議会による議決責任の重要性の認識と、その説明責任を果たさなければならないことを規定
- 2 議会の運営についての説明責任を規定

(議会報告会)



第6条 議会は、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全体にわたって、議員及び市民が自由に情報又は意見を交換する場として、議会報告会を必要に応じて開催するものとする。

**【解説】**

- 1 議会として説明責任を果たし、市民の多様な意見等を聴取し、議員及び市民が意見交換を行う場として議会報告会を必要に応じ開催することを規定

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会及び議員との関係)

第7条 議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえた議会活動を行うことにより、議会審議における市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- 3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。

**【解説】**

- 1 議員と行政との緊張関係の保持を規定
- 2 本会議における議員と市長等における質疑応答を分かりやすくするために、一問一答方式で行うことを規定
- 3 市長等行政側に議員の質問に対し質問及び趣旨を確認することができることを規定

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第8条 議会は、総合計画等及び市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策並びに事業等について、市長等に対し、その政策形成経過等を

# 弥富市議会基本条例 -YATOMI-

明らかにするため、次の事項について説明を求めることができる。

- (1) その発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似するものとの比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) その実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

## 【解説】

- 1 議会は、政策水準を高める議論ができるよう、政策等の提案に至る過程を明らかにするため、市長等に7項目にわたる説明を求めることができることを規定

(政策立案及び政策提案)

第9条 議会は、市の政策水準の向上を図るために、政策立案機能の強化に努めるものとする。

- 2 議会は、条例の提案、議案の修正又は決議等を通じて、市長等に対し政策提案を行うものとする。

## 【解説】

- 1・2 議会は、政策立案機関としての機能強化に努めるとともに市長等に対して政策提案を行うことを規定

## 第5章 議員間討議による合意形成

第10条 議会は議員による討議の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員間討議を中心に運営するよう努めるものとする。

- 2 議長及び委員長は、議員間討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

# 弥富市議会基本条例 -YATOMI-

- 3 議員は、前2項の規定による議員間討議を拡大するため、政策、条例又は意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

## 【解説】

- 1 議会は、討議の場であることから、議員間討議を中心とした運営を進めるため、市長等の会議への出席要請を必要最小限にとどめることを規定
- 2 議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員間討議によって多様な意見を出しあった上で合意形成に努めることを規定
- 3 議員は、議員間討議の拡大のため、自らも積極的に議案の提出を行う努力をすることを規定

## 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員の自己研さん義務)

- 第11条 議員は、政策形成及び立案能力の向上等を図るため、常に自己研さんに努めなければならない。

## 【解説】

- 1 議員は、政策形成及び立案能力の向上等を図るため、常に自己研さんに努めることを規定

(議会事務局の体制整備)

- 第12条 議会は、その政策立案能力を向上させ、活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務の機能の充実を図るよう努めるものとする。

## 【解説】

- 1 議会、議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化することを規定

(議会図書室)



# 弥富市議会基本条例 -YATOMI-

第13条 議会は、議会及び議員の調査及び研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

## 【解説】

- 1 議会図書室が活用されるよう図書等の充実により議員の調査活動への積極的な支援を図ることを規定

(議会広報の充実)

第14条 議会は、市政に係る重要な情報について、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

## 【解説】

- 1 議会の広報活動は、市政に係る重要な情報（論点、争点）を議会の視点から、市民に周知することを規定
- 2 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、市民が議会や市政に関心を持つよう広報活動をすることを規定

## 第7章 災害時の対応

第15条 議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部とともに防災活動を実施する。

- 2 議員は、災害が発生することが予想される際には、地域の情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。
- 3 議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会に積極的に参加し、知識及び技能の習得に努めなければならない。
- 4 議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議及び関連条例の整備等に対応し、かつ、市民の協力を仰ぎ、1日も早

い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。

**【解説】**

- 1 議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部とともに防災活動を実施することを規定
- 2 議員は、災害発生が予想されるとき地域情報を把握するとともに、災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めることを規定
- 3 議員は、災害対策や人命救助等に関わる各種講習会に積極的に参加し、知識技能の習得に努めることを規定
- 4 災害が発生した場合、速やかに議会を開催し対応を図り、一日も早い復旧と市民生活の安定維持に努めることを規定

第8章 議員の身分、待遇及び政治倫理

(議員の定数)

第16条 議員の定数は、別に条例で定める。

- 2 議員の定数は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題を考慮し、人口、面積、財政力及び類似市の議員の定数と比較検討し、決定するものとする。

**【解説】**

- 1 議員定数は、別に定数条例に定めることを規定
- 2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく市政の現状や将来展望等を踏まえ人口、面積、財政力及び類似市の議員定数との比較など総合的に検討して決定するよう規定

(議員報酬)

第17条 議員報酬の額は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の額は、社会情勢に照らし、市民の理解が得られるものとする。

**【解説】**



1 議員報酬の額は、社会情勢に照らし、市民の理解が得られるものとする  
よう規定

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実及び清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。

**【解説】**

1 議員は、倫理性を自覚した上で、公正、誠実及び清廉を基本として、使命の達成に努めることを規定

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

**【解説】**

1 議会運営における最高規範であることを規定

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例に定める目的及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則又は規程等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

**【解説】**

1 議会及び議員は、この条例及びこの条例に基づき制定された条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の代表としての責任を果たすことを規定



(見直し手続)

第21条 議会は、一般選挙を経た任期開始ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、適切な措置を講ずるものとする。

**【解説】**

- 1 議員が入れ替わる一般選挙の任期開始時点において、この条例の見直しが必要と判断したときは、条例改正等の措置を講じることを規定

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。